

令和3年度

事業計画書

社会福祉法人 豊能町社会福祉協議会

基本方針

令和2年度は、コロナ禍のため従来から実施している地域福祉活動に大きな支障をきたしました。そのような中でも、今までのつながりが途切れないように地区福祉委員会の協力のもと、ひとり暮らし高齢者等への個別訪問を実施しました。本年度も昨年度の形態を更に発展させ充実に努めます。

コロナ禍でも地域の高齢者等とのつながりが維持できるよう、庭先で「つながりプランター」で野菜を育て、生育状況を見ること収穫することなどで互いに「声をかける・気にかける」機会を創り出し「つながり」の強化を図ります。

令和2年度に第4次豊能町地域福祉計画・第4次豊能町地域福祉活動計画を策定しました。第3次計画までの基本理念を踏襲し、人と人とのつながりや人と地域とのつながりを強固にしていくため「地域のつながりで作る 安心して暮らせるまち・とよの」を基本理念にします。①みんなの顔が見える絆づくり、②地域福祉を推進するまちづくり、③地域で助けあい支え合う環境づくり、④誰もが安心して暮らせる地域づくりを基本目標にし、それぞれの目標に基本方針を定め、住民、地域、事業者、行政と協働で計画を推進します。

大規模災害が発生した場合等に立ち上げる災害ボランティアセンターについては、有事を想定し発災後、速やかに行動がとれるように設置訓練を行います。また平常時からの備えとして、災害ボランティア（個人・団体）の事前登録を継続するとともに、登録者等を対象に研修等を実施し災害に備えます。

認知症高齢者等が行方不明になった際の社会福祉協議会一斉メールシステムについては、よりきめ細かな検索ができるように継続して模擬訓練や研修を実施して習熟に努め、システム全体の信頼性の向上を図るとともに、豊能町認知症SOSネットワークシステムの補完システムの強化を図ります。

地域での困りごとの相談窓口としてCSW（コミュニティーソーシャルワーカー）の配置業務や地域の資源開発や関係者・関係機関とのネットワークの充実やニーズとサービスのマッチング等を担う生活支援コーディネーター業務を継続し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう関係機関と連携して取り組みます。

また、町立老人福祉センター（永寿荘、豊寿荘）の施設管理業務を引き続き受託し、高齢者が気軽に集える場所になるよう努めます。

介護保険及び障がい者関連事業については、引き続き質の高い介護サービスの提供に努めます。公的制度だけでは対応しきれない高齢者、障がい者の生活問題を地域でどのように支え解決していく取り組みを総合的に進めます。さらに現在実施している諸事業及び関係機関との連携の強化に努めます。また、福祉サービスを提供する社会福祉法人としての意識を高めるため、人権に関わる研修や個人情報保護、プライバシーに関する研修などにも積極的に参加します。

法人の運営面では、選ばれる事業者となるように積極的なPRを行い、安定した運営に努めます。また直接介護にたずさわる職員については、定期的な研修を行い資質の向上に取り組みます。

住民の皆様にとって、身近でなくてはならない社会福祉協議会となるよう地域福祉活動を推進していくことはもちろん、福祉サービスの提供は柔軟に対応するとともに、気軽に安心して相談・利用されるように努めます。

以上の基本方針に基づき次のとおり事業内容を定め、地域福祉の向上に努めます。

重点事業

1. 地域福祉活動

令和2年度、コロナ禍で地域福祉活動が制限されましたが、地区福祉委員会と協働し、ひとり暮らし高齢者等へ弁当や情報の提供、障がい者支援、子育て家庭への訪問活動を実施しました。本年度も更なるニーズ把握に努め、地域の実情に沿った地域福祉活動が広がるよう関係団体との連携強化を図ります。

今年度は東能勢地区福祉委員会が発足して20年を迎えます。今後もきめ細やかな地域福祉活動が展開できるよう各地区福祉委員会との連携をより密にし、地域福祉活動の充実を進めます。

<三者連絡会>

行政・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会で組織している三者連絡会は、関係機関の情報共有の場として重要と考えられることから継続実施します。

<協働アピール推進会議>

民生委員児童委員協議会、地区福祉委員会、社会福祉協議会で連携し、情報共有を進め議論を深める場として、地域の実情に合わせた見守りの充実に取り組みます。

<認知症高齢者等SOSネットワーク事業・社会福祉協議会一斉メールシステム>

認知症高齢者等を地域で支える体制については、「認知症高齢者等SOSネットワーク事業」を中心に、地域包括支援センターと協働し模擬訓練等を実施します。また、緊急時の連絡体制をより強化するため、「社会福祉協議会一斉メールシステム」の充実に努め、迅速な対応を目指します。

2. 関係機関・団体との連携による事業

<コミュニティソーシャルワーカー>

地域福祉の推進には関係機関との連携が必要不可欠であることから、コミュニティソーシャルワーカーの機能を発揮し、民生委員児童委員協議会をはじめとする福祉関係団体、福祉施設、事業所、専門機関、行政などと連携し、ネットワーク体制の強化に取り組みます。

<生活支援コーディネーター>

地域の様々な機関や団体と連携・協力し、高齢者の生活支援サービスの開発、担い手の養成等に取り組むとともに、生活支援サービス提供者の定期的な情報共有及び連携強化の場である協議体で、今後豊能町に必要な助けあい活動について検討を進めます。また地域におけるつどいの場づくりについても推進します。

<生活困窮者支援>

各種相談に対応する一方で、フードドライブを実施し食の面での支援に取り組みます。

3. 在宅福祉サービス事業の実施

かぎ預かり事業（緊急時安否確認事業）は、ひとり暮らし高齢者等が安心して暮らせるように、民生委員児童委員協議会、地区福祉委員会等の地域の協力者と町内の協力施設（のせの里、祥雲館）が協働し安否確認を行う事業で継続して実施します。

令和 2 年度はコロナ禍のため、ひとり暮らし高齢者がみんなが集まることができなかったため、個別訪問をし情報提供しました。当事者間でできる地域での見守りや声かけ体制として、今年度も定期的に個別訪問します。

車イスや福祉車両は必要とされる方が増えています。車イス同乗タイプの車両は買い替えし、利用者が使いやすく、より安全な状態で貸出しします。

4. 当事者組織の育成・支援

介護者（家族）の会、ひとり暮らし高齢者の会については、メンバーが固定しないよう広報紙を通じ加入促進のPRに努めます。本年度も令和 2 年度同様、集まることは困難と思われるため、個別訪問や情報提供を行います。当事者組織の必要性や重要性を地域住民に理解されるよう啓発活動を強化します。

5. 広報・啓発活動の充実

広報紙「こんにちは！とよの社協です。」を隔月で発行し、社会福祉協議会の諸事業や地域福祉活動を紹介します。福祉啓発と情報の提供に努めながら、広報委員とともに地域住民が主体となった親しみの持てる紙面づくりに取り組みます。

ホームページについては、より見やすいものとするため全面リニューアルし、誰もが見やすいユニバーサルデザインを目指します。

社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティア連絡会と吉川中学校区地域教育協議会の四者共催で行っている「ふれあいのつどい」は、コロナ禍における開催についての方法を検討します。

6. 財政基盤の強化

財政基盤の安定を図るため、介護保険及び障がい者関連事業については、選ばれる事業者となるよう努めます。地域福祉活動の財源となる社協会員会費は社会福祉協議会の役割、地域福祉の必要性や推進体制、事業内容などその使途について、住民の皆様に理解されるよう地区福祉委員会の協力のもと、積極的な啓発活動と会員の拡大に努めます。

事業内容

1. 地域福祉活動の推進

- 1) 小地域ネットワーク活動の推進
- 2) 地区福祉委員会代表者会の運営
- 3) 地区福祉委員会活動への支援
- 4) 見守り事業

ひとり暮らし高齢者等への訪問、声かけ

- 5) つながり事業

地域の高齢者等のつながりが継続できるよう、応募によるふれあいサロン等の参加者が、三密を避け屋外でプランターに野菜の種まきや苗の移植作業を行ない、そのプランター（「つながりプランター」）を自宅の庭先で育成することにより、互いに「声をかける・気にかける」機会を創出し見守り活動を強化

- 6) 子育て支援事業
- 7) 障がい者支援事業
- 8) 社会福祉協議会一斉メールシステムの運用・訓練
- 9) 三者連絡会
- 10) 協働アピール推進会議

2. 在宅福祉サービス事業

- 1) 福祉関連相談・訪問
- 2) 要支援高齢者対策

ひとり暮らし高齢者への情報提供

ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯への電話訪問事業

- 3) 車イス貸出事業
- 4) 福祉車両等貸出事業
(車イス同乗タイプ、助手席回転スライドシートタイプ)
- 5) かぎ預かり事業（緊急時安否確認事業）

3. ボランティアセンター運営事業

- 1) ボランティア養成講座の開催（手話・朗読講習会他）
- 2) ボランティア活動の需給調整

- 3) ボランティア研修事業
 - 4) ボランティア啓発事業
 - 5) ボランティア連絡会運営支援
 - 6) ボランティアグループの育成及び活動支援
 - 7) 調査活動
 - 8) ボランティア保険の受付
 - 9) 災害ボランティアの事前登録
4. 関係機関・団体との連携による事業
 - 1) 町との連携による関係機関の協議体の運営
 - 2) 生活支援、介護予防サービスの担い手の養成、発掘
 - 3) 生活支援団体の基盤強化
5. 介護保険事業
 - 1) 居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント
 - 2) 訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業
6. 障がい福祉サービス事業
 - 1) 居宅介護
 - 2) 同行援護
 - 3) 地域生活支援（移動支援）
7. 社協会員会費
住民会員会費、一般賛助会員会費（町外）、特別賛助会員会費（団体）
8. 組織運営強化
委員会運営（広報委員会 隔月に開催）
9. 日常生活自立支援事業
10. 苦情解決事業
11. 当事者組織運営支援
 - 1) 介護者（家族）の会運営支援
 - 2) ひとり暮らし高齢者の会（あかね）運営支援
12. 福祉教育の推進
小中学校での福祉体験学習の実施

1 3. 地域啓発事業

- 1) 「ふれあいのつどい」の開催
- 2) 広報紙「こんにちは！とよの社協です。」の定期発行（年6回）
- 3) ホームページによる啓発活動
- 4) 各事業別しおりの発行

1 4. 社会福祉施設連絡会

1 5. 献血推進事業

1 6. 募金活動

- 1) 共同募金
- 2) 歳末たすけあい募金

1 7. 歳末たすけあい事業

- 1) 生活支援サービス事業（掃除サービス等）
- 2) 要支援高齢者及び心身障がい者等の支援事業
- 3) 貸出用車イス等保守点検

1 8. 生活福祉資金貸付

1 9. 老人福祉センター（永寿荘・豊寿荘）施設管理事業

2 0. 各福祉関係団体への協力及びその他、必要と認める事業